

報酬規程

作成：平成 26 年 01 月 01 日

更新：平成 30 年 01 月 20 日

EMP 税務会計事務所 税理士 精木光司

EMP 行政書士事務所 行政書士 精木光司

I 税理士関連業務

1 税務顧問報酬

(1) 所得税

① 事業所得

年間売上高	月額報酬	決算料
～1,000 万円	¥18,000-	¥50,000-
～3,000 万円	¥24,000-	¥55,000-
～5,000 万円	¥27,000-	¥60,000-
～8,000 万円	¥32,000-	¥70,000-
～1 億円	¥39,000-	¥100,000-
1 億円超	個別でお見積もり	

② 譲渡所得：¥70,000-

③ 不動産所得：¥50,000（事業規模の場合は¥100,000）

※1 税務顧問は、当事務所指定の会計ソフトを利用することを前提としています。

※2 決算のみ（申告書の作成のみ）の契約の場合は、上記決算料の 130%とします。

※3 消費税の申告がある場合は、決算料の 30%相当額を消費税の申告報酬として別途頂戴いたします。

※4 医師、歯科医師については、上記金額の 120%相当額とします。

※5 税理士法第 33 条の 2 の書面添付を行う場合、決算料の 120%相当額とします。

※6 LINE、chatwork、Dropbox で書類等のやり取りができる場合は、月額 3,000 円を報酬から差し引きます

(2) 法人税

年間売上高	月額報酬	決算料
～5,000 万円	¥30,000-	¥100,000-
～8,000 万円	¥37,000-	¥120,000-
～1 億円	¥43,000-	¥150,000-
～3 億円	¥60,000-	¥180,000-
～5 億円	¥72,000-	¥240,000-
～8 億円	¥95,000-	¥300,000-
8 億円超	個別でお見積もり	

※1 税務顧問は、当事務所指定の会計ソフトを利用することを前提としています。

※2 消費税の申告がある場合は、決算料の 30%相当額を消費税の申告報酬として別途頂戴いたします。

※3 必要に応じて株主総会議事録・取締役会議事録の作成手数料として、決算料に別途¥3,000-を頂戴いたします。

※4 公益法人、中間法人については、上記金額の 125%相当額とします（申告不要の場合決算料は 25%）。

※5 税理士法第 33 条の 2 の書面添付を行う場合、決算料の 120%（※2、4 適用後）相当額とします。

※6 LINE、chatwork、Dropbox で書類等のやり取りができる場合は、月額 3,000 円を報酬から差し

引きます

2 記帳代行

おおよそ 50 仕訳毎に¥7,000-

3 年末調整

基本料金¥15,000-+従業員 1 人当たり¥2,000-

※1 給与計算も合わせてご依頼いただいている場合は上記金額の 70%相当額とします

4 償却資産税申告 1カ所あたり ¥5,000-

5 贈与税・相続税

(1) 相続税

財産総額	報酬額
～5,000 万円	¥250,000-
～1 億円	¥500,000-
～3 億円	¥1,500,000-
～5 億円	¥2,500,000-
～10 億円	¥5,000,000-
10 億円超	個別お見積

※1 遺産総額とは、小規模宅地等の特例控除前かつ債務控除前の金額とします。

※2 土地の評価が含まれる場合、1 単位毎に 5 万円、非上場株式が含まれる場合は、1 社毎に 10 万円加算いたします。

※3 相続人 5 人以上の場合は、土地、非上場株式の加算後の金額に対して、一人あたり 10%加算いたします。

※4 申告時に、財産総額や内容が見積時と比べて前後している場合は、差額を精算させていただきます。

※5 着手金として、契約時に報酬額の 20%相当額を頂戴いたします。

※6 遺産分割協議書作成、相続登記の費用は含まれていません。

(2) 贈与税

取得財産	報酬額
～100 万円	¥30,000-
～300 万円	¥50,000-
～500 万円	¥70,000-
～1,000 万円	¥100,000-
1,000 万円超	個別お見積

6 税務調査

内容	報酬額
事前打ち合わせ	¥20,000-
立ち会い	¥60,000-/日
修正申告書作成	¥50,000-～

7 節税戦略策定業務

基本報酬¥100,000-として、別途お見積

8 給与計算

月額報酬：基本料金¥2,000-+従業員 1 人当たり¥1,000-

9 各種税務関連届出書提出

税務顧問契約者に関しては無料。

10 会計ソフト等販売

等会計事務所が契約している弥生株式会社の弥生会計を特別価格で販売させていただきます。
税務顧問の契約をさせていただいているお客様は無料で導入支援もいたします。

11 特記事項

(1) 上記金額に別途消費税を頂戴いたします。

II 行政書士関連業務

1 文書代理作成業務

内容	報酬
内容証明作成	¥20,000-
公正証書作成	¥50,000-
各種契約書作成	¥20,000-
示談書・和解書作成	¥30,000-
就業規則作成	¥200,000-
その他官公庁に提出する書類の作成	¥20,000-~

※1 上記文書作成について、税理士法、行政書士法の範囲でサポートできない業務に関しては、当事務所が提携する弁護士、司法書士、社会保険労務士等に依頼することとします。

2 法人設立業務

内訳	株式会社設立	合同会社設立	一般社団法人
定款等書類作成料	¥100,000-	¥55,000-	¥140,000-
公証人手数料	¥50,000-	¥0-	¥50,000-
定款印紙代	¥0-	¥0-	¥0-
登録免許税	¥150,000-	¥60,000-	¥60,000-
電子定款認証手数料	¥0-	¥0-	¥0-
合計	¥300,000-	¥115,000-	¥250,000-

※1 書類作成料には、司法書士に依頼する登記費用も含まれます。

※2 登録免許税は、資本金の額の 1000 分の 7（最低額は 150,000 円）です。

3 相続関連業務

(1) 名義変更手続等

		遺産分割協議書作成	お任せパック	フルサポート
		¥50,000-	¥120,000-	280,000-
含まれる作業内容	戸籍謄本等の書類収集	○	○	○
	遺産分割協議書の作成	○	○	○
	相続関係説明図の作成	○	○	○
	所有不動産の調査	×	○	○
	法務局への登記申請	×	○	○
	預貯金の解約手続き	×	×	○
	株の名義変更手続き	×	×	○
	自動車の名義変更手続き	×	×	○
	印鑑証明書の取得	×	×	×

(2) その他手続等

内容	報酬
遺言書原案作成	¥20,000-
相続放棄代行	¥35,000-

- ※1 上記手続について、税理士法、行政書士法の範囲でサポートできない業務に関しては、当事務所が提携する弁護士、司法書士等に依頼することとします。
- ※2 相続には不動産取得税は発生しませんが、登記には、当事務所の報酬の他に別途司法書士への報酬及び登録免許税が発生します（固定資産評価額の0.4%）。また、戸籍謄本等の書類収集に、数千円の実費が発生します。
- ※3 相続人が5人。不動産が5筆以内、預貯金、株式がそれぞれ5口座以内、自動車が2台までを想定しています。それぞれ1人、一筆等増えるごとに1万円増えます

4 融資関連業務

内容	着手金	成功報酬
融資手続支援	¥30,000-	融資額×3.5%
補助金・助成金手続支援	¥30,000-	助成金額×10%

5 建設業関連業務

内容	報酬	実費
建設業許可申請（知事）	¥120,000-	¥90,000-
建設業許可申請（大臣）	¥150,000-	¥150,000-
建設業許可更新	¥100,000-	¥50,000-
決算変更届作成	¥30,000-	¥0-

6 宅建免許関連業務

内容	報酬	実費
宅建免許申請（知事）	¥80,000-	¥33,000-
宅建免許申請（大臣）	¥150,000-	¥90,000-
宅建免許更新	¥80,000-	¥33,000-

7 成年後見関連業務

内容	報酬
成年後見制度の利用支援	¥100,000-
成年後見人等の事務	家庭裁判所の審判による
任意後見人の事務	¥30,000-/月
財産管理事務	¥30,000-/月

8 特記事項

- (1) 上記金額に別途消費税を頂戴いたします。
- (2) 弁護士、司法書士等実費が必要になる場合は別途頂戴いたします。
- (3) 交通費、通信費及び謄本等実費を別途頂戴いたします。

ⅢIT 関連業務

内容	報酬
ドメイン・メールアドレス取得	¥10,000-
パソコン導入支援	実費
ホームページ作成	¥200,000-～
ブログ (Wordpress) 設置	¥95,000-
パソコン設定費用	¥30,000-/日
IT コンサルティング費用	個別お見積

- ※1 ドメインパーキング料及びサーバーの管理費用として、年間¥16,000-を頂戴いたします。
- ※2 パソコンの導入には、DELL®のパソコンを推奨いたします。
- ※3 上記金額に別途消費税を頂戴いたします。